

山武市

(令和2年3月2日)

文芸さんむ新刊発行のお知らせ

お世話になっております。
標記の件について、別紙のとおりお知らせいたします。
よろしくお願いいたします。

【この件に関するお問合せ】

山武市教育委員会
生涯学習課 0475-80-1451

報道発表用資料

【文芸さんむ新刊発行のお知らせ】

今年も市民文集「文芸さんむ 第11号」が発刊されました。市民の皆様から募集した作品を文芸さんむ編集委員が編集し、完成しました。

文芸さんむとは・・・

「文芸さんむ」の前身は、旧山武町の文集「すぎの実」である。その創刊号までには、こんな経緯があった。「すぎの実」は長年に亘り町民生活に根差し、愛読されてきた存在だったが、山武市の発足により惜しまれつつ廃刊になった。

その後、「再び文集を」と、「すぎの実」関係者を中心とした方々の熱意と努力の継続が文集復活の決定に結実し、平成二十二年二月、新しい市民文集「文芸さんむ」として生まれ変わった。

文集の主管は生涯学習課で、「この気持ちを伝えたい」をスローガンに、市民なら誰でも自由に投稿でき、文芸を通じて研鑽・交流を図り、市民文化の向上と継承に繋げることが趣旨である。

文芸さんむ応募要項

1. 作品ジャンル【複数ジャンルへも応募可】

- 短歌(7首限定)
- 俳句(7句限定)
- 川柳(7句限定)
- エッセイ(ひとり1作品のみで、原稿用紙8枚以内)
- 評論(ひとり1作品のみで、原稿用紙10枚以内)
- 短編小説(ひとり1作品のみで、原稿用紙20枚以内)
- 詩(1作品につき原稿用紙4枚以内。ひとり2作品まで。)

2. 応募資格【18歳以上】

- ◆山武市民(元市民も可)
- ◆市内在勤者(元市内在勤者も可)
- ◆市内在学者(元市内在学者も可)
- ◆市内短歌会員・俳句会員

3. 投稿者用注意点

- ①投稿作品は文芸さんむに掲載されます。ただし、応募数や内容によっては編集委員会議で検討し、掲載の制限をさせていただきます。なお、投稿された内容が本誌の作品ジャンルに合わない場合は掲載できませんので、ご了承ください。
- ②写真は掲載しません。
- ③作品が掲載された方には文芸さんむを自宅に送付します。
- ④掲載された原稿は、ほかの諸機関などから依頼があれば普及の趣旨から公表することを承諾ください。
- ⑤応募期間: 毎年5月～8月頃

応募期間外の投稿は受け付けませんので、ご注意ください。山武市広報やホームページ等で最新の情報をご確認ください。

4. 応募方法

山武市教育委員会生涯学習課まで、原稿と応募用紙をご持参またはご郵送ください。

山武市教育委員会 教育部 生涯学習課

担当: 花澤

〒289-1324 山武市殿台 279-1

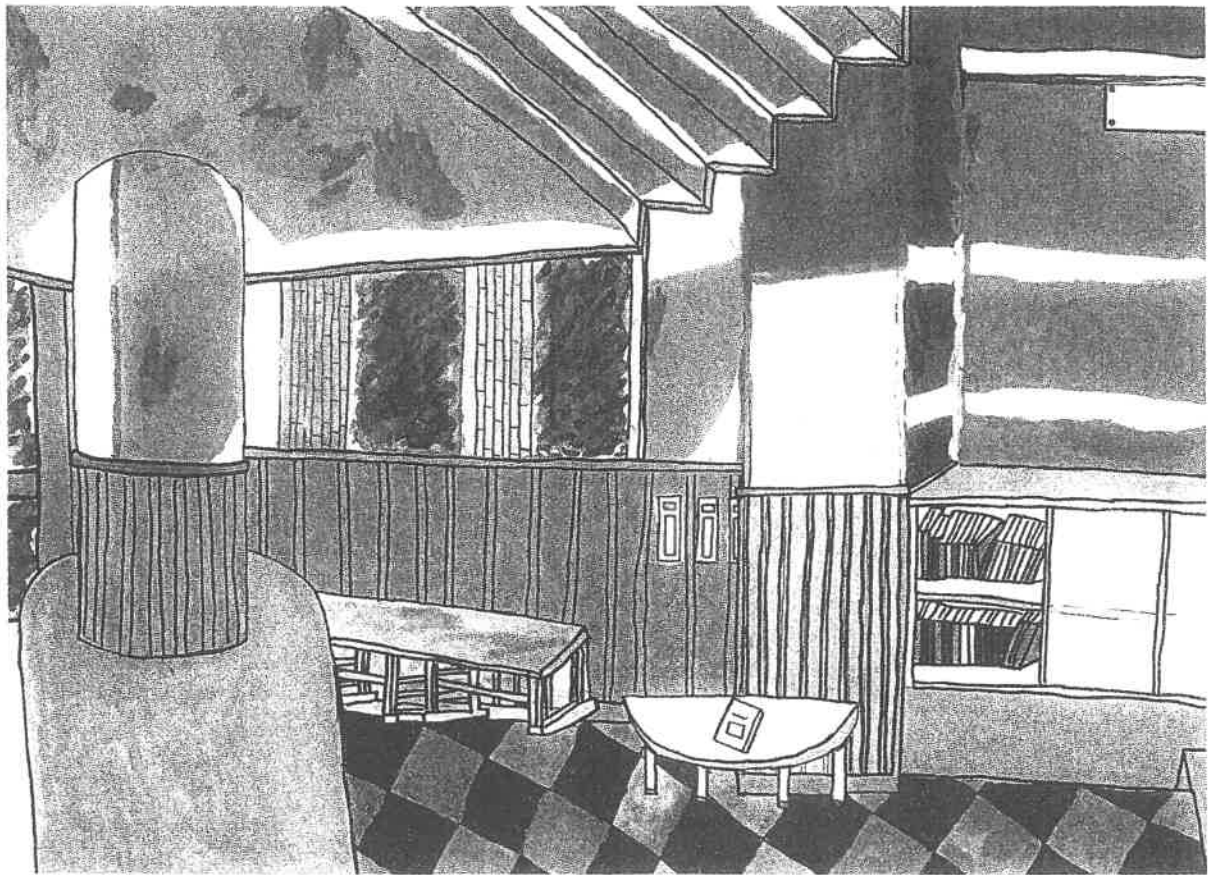
TEL 0475-80-1451 FAX 0475-80-1400

E-mail: shogaigakushu@city.sammu.lg.jp

山武市市民文集

文芸六人組

— 第11号 —



令和元年度

山武市教育委員会